



# 車庫証明（普通車） スターターガイド

申請の手順・必要書類・注意点を、行政書士がやさしく解説

かめやま行政書士事務所 代表 亀山由佳 登録番号 第23101004号

# 車庫証明とは/申請の基本①

## 車庫証明とは

自動車の保管場所（車庫）が確保されていることを警察署で確認・証明する手続です。

新規登録・移転登録・変更登録など、多くの場面で必要になります。

## 申請が必要な主なケース

- 新車・中古車の登録前（登録予定のとき）
- 県外からの引越し等で使用の本拠が変わる場合
- 住所は同じでも車庫を変更した場合（地域ルールあり）

# 車庫証明とは/申請の基本②

## 申請先と日数

- 申請先：使用の本拠の位置を管轄する警察署（交通課）
- 標準日数：2～5日程度（※警察審査日数に依存）

## 申請人

- 自動車の使用者（個人／法人）
- 行政書士による代理申請が可能です

# 必要書類と作成ポイント①

## 必須書類（一般的な例）

**1.自動車保管場所証明申請書**（4枚綴り）

**2.保管場所の所在図・配置図**

所在図：自宅から車庫までの地図（縮尺入り）

配置図：駐車スペースの寸法・出入口・道路幅など

**3.使用権原疎明書面**（いずれか）

自己所有地：自認書

他人名義地：保管場所使用承諾証明書（契約書写し可の地域も）

**4.使用の本拠を証する書面**（必要に応じて）

個人：運転免許証の写し等

法人：登記事項証明書・公共料金の領収書等

**5.委任状**（代理申請の場合）

# 必要書類と作成ポイント②

## 作成のコツ

- 所在図はGoogleマップ等でOK。縮尺（例：1/2,500）と目印（交差点名）を必ず記入。
- 配置図は駐車枠の縦横寸法・出入口幅・前面道路幅を数値で記載。
- 承諾書は土地の名義人と一致しているか確認（管理会社印が必要な場合あり）。
- 集合住宅は駐車場区画番号を明記。

## 地域差に注意

承諾書の代替可否、本人確認書類の要否、印紙額などは都道府県ごとに細かなルールがあります。迷ったらご相談ください。

# 申請の流れ①

## 1 | 書類準備

申請書4枚綴り／所在図・配置図／承諾書等を準備。

## 2 | 警察署へ申請

管轄警察署の交通窓口で提出・手数料納付。

## 3 | 現地確認・審査

必要に応じて警察による現地確認。審査日数：2～5日程度。

## 4 | 交付（保管場所標章）

保管場所標章（シール）と証明書を受領。

## 5 | 登録手続へ

陸運局（運輸支局）での登録・名義変更へ進みます。

# 申請の流れ②

## ワンポイント

登録日が決まっている場合は、逆算して早めに申請。  
名義変更を販売店が行う場合、販売店からの委任状・申請代行  
にも対応します。

# 当事務所のサポートと費用①

当事務所では、所在図・配置図の作成から申請・交付受取まで、一連の手続きをワンストップで支援します。

## サポート例

- 申請書類の作成（所在図・配置図を含む）
- 管轄警察署への申請代行
- 受領（交付）・標章の受け取り
- 販売店・ディーラーとの書類連携
- 郵送・宅配での書類授受にも対応

# 当事務所のサポートと費用②

## 報酬の目安（例）

- 茂原市内：5,500円（税込）
- 近隣市町：上記＋交通費実費
- 受取のみ／書類作成のみといった部分対応も可

## 所要日数の目安

2～5日程度（警察の審査日数に依存）

## お問い合わせ

詳細なお見積り・スケジュールは、LINEまたはメールで

LINE：<https://lin.ee/xxw97X1>

メール：[info@kame-legal.jp](mailto:info@kame-legal.jp)／TEL：0475-47-4168



# よくある質問

Q. 申請は本人しかできませんか？

A. 行政書士が代理で申請・受取まで可能です。

Q. 月極駐車場でも申請できますか？

A. 区画が特定でき、承諾書または契約書で使用权が示せれば申請できます。

Q. 住所と車庫が少し離れています。

A. 多くの自治体で2km以内が目安です。超える場合は事前にご相談ください。

Q. 軽自動車も必要ですか？

A. 地域により\*\*届出（保管場所届出）\*\*が必要な場合があります。

# 事務所案内

- 事務所名 かめやま行政書士事務所
- 代表者 亀山由佳
- 登録番号 第23101004号
- 所在地 千葉県茂原市本納2376-1
- 電話 0475-47-4168
- HP <https://kame-legal.jp>
- LINE <https://lin.ee/lqBaT5p>

---

【発行】かめやま行政書士事務所

初版：2025年10月 Ver.1.0

登録番号 第23101004号

© Kameyama Gyoseishoshi Office All rights reserved.

※本資料は一般的な情報提供を目的として作成されたものであり、内容の正確性・最新性を保証するものではありません。実際の申請に際しては、所管官庁または専門家にご確認ください。

---

